

広島県告示第二百三十八号

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十一年広島県告示第五百九十八号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十五年三月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

東広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

東広島都市計画道路事業三・三・三三三号寺家一号線

三 事業施行期間

平成二十一年六月十一日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

平成二十一年広島県告示第五百九十八号の事業地のうち東広島市西条町寺家字元川地内において事業地を変更する。

使用の部分

平成二十一年広島県告示第五百九十八号の事業地に東広島市西条町寺家字元川地内を加える。